

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	新琴似11条橋復旧検討業務
発 注 課	建) 土木部工事課
選 定 事 業 者	株式会社 アイネス
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>令和元年発注の防災・安全交付金事業屯田橋ほか1橋補修工事において、新琴似11条橋の現地調査を行ったところ、主桁(車道部)の損傷が著しく、安全性が確保できていないことが判明したことから、現在、車両通行止めを行っている。</p> <p>地域住民への影響を考慮し、早期の供用再開に向け、迅速な対応が求められており、一刻も早く新琴似11条橋の損傷状況を把握し、復旧に向けた詳細調査・検討を行う必要がある。</p> <p>については、平成27年度に新琴似11条橋ほか2橋補修実施設計を受託し、現地状況及び設計内容を熟知している上記業者が業務の検討をすることで、検討期間の短縮、経費の節減を図れることから、当該業者を契約の相手方として選定することとしたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和元年9月18日